

# 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算出方法の見直しについて

- 現行制度においては、費用から収入を控除した額が補助対象経費とされるのが原則。
- ただし、費用が、地域キロ当たり標準経常費用(ブロック単価)を上回る場合には、「ブロック単価制度に基づくカット措置」が適用され、この場合、費用のうちブロック単価を超える部分(A)はカットされ、一律に事業者の持ち出しとなる。
- この制度を見直し、補助対象期間の前々補助対象期間(基準期間)に運賃改定を行った事業者については、当該運賃改定による収入の増加分(X)を収入から控除することにより補助対象とすることとし、事業者の持ち出しは、Xの大きさ分減少することとなる。
- 基準期間より前の期間の運賃改定による収入の増分については、運賃改定後逡減していくものとみなして、2カ年目は2/3、3カ年目は1/3を乗じて、補助額算定に用いる。  
R3事業年度に運賃改定を実施した事業者については、R6事業年度からR8事業年度にかけて同様の算定を行う旨を附則に記載。
- なお、実際には、XがAより大きくなることもあるため、カット措置がなくなり、コストの全額が補助されるケースもある。

※ 次ページ以降、R6事業年度、R7事業年度及びR8事業年度のそれぞれにおける補助対象経費の算定方法を図示しているので参照されたい。

## 〔交付要綱の改正内容〕

### (別表2 (注))

3. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、運送予定者の基準期間を含む過去3年間における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。

(以下、新規追加)

4. 前項の規定に関わらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」は、当該運賃改定が行われた時期に応じて①～③によって算出される額を前項で得られる額から減じた額とする。

ただし、①～③によって算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分を上回る場合は、当該差分を前項で得られる額から減じた額とする。

①基準期間に運賃改定が行われた場合

「基準期間における1キロメートル当たりの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷(1+「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」)

②基準期間の前補助対象期間に運賃改定が行われた場合

「①で算出される額」×2÷3

③基準期間の前々補助対象期間に運賃改定が行われた場合

「①で算出される額」÷3

### (附則)

(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象経費の算出方法に係る経過措置)

第1条 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象経費の算出に際して、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に行われた運賃改定に応じて補助対象経費を算出する場合に限り、別表2(注)4.中「基準期間」とあるのは「基準期間の前補助対象期間」、「基準期間の前々補助対象期間」とあるのは「基準期間の前々補助対象期間」、「基準期間の前々々補助対象期間」と読み替えるものとする。

## (参考)R3～R5事業年度に上限運賃の変更認可を受けた事業者(30両以上)

### R3事業年度

京阪バス	江若交通	京都京阪バス	伊予鉄バス
------	------	--------	-------

### R4事業年度

川崎市交通局	鹿児島交通	旭川電気軌道	箱根登山バス	伊豆箱根バス
--------	-------	--------	--------	--------

### R5事業年度

エイチ・ディー西広島	東急バス(京浜／川崎市内)	川崎鶴見臨港バス	南海ウイングバス	網走バス
京王バス(京浜)	国際興業(武相)	江ノ電バス	西東京バス	相鉄バス
小田急バス	神奈川中央交通	東武バスウエスト	遠州鉄道	ちばレインボーバス
船橋新京成バス	松戸新京成バス	千葉中央バス	千葉内陸バス	千葉交通
京成タクシー成田	千葉海浜交通	東京ベイシティ交通	富士急バス	富士急湘南バス
神奈川中央交通西	東武バスセントラル(京浜)	東武バスセントラル(武相)	国際十王交通	川越観光自動車
阪東自動車	ちばフラワーバス	ちばシティバス	ちばグリーンバス	阪急バス(京阪神・大阪兵庫)
京成トランジットバス	京王電鉄バス	京王バス(武相)	京浜急行バス(京浜)	京浜急行バス(武相)
関東自動車	阪神バス	新潟交通	新潟交通観光バス	ことでんバス
北陸鉄道	北鉄金沢バス	北鉄白山バス	岩手県交通	茨城急行自動車
関越交通	伊予鉄バス	鹿児島市交通局	宮崎交通	富士急シティバス
富士急静岡バス	富士急モビリティ	名鉄バス	岐阜乗合自動車	南海りんかんバス
九州産交バス	産交バス	熊本電気鉄道	熊本バス	熊本都市バス
山梨交通				

(注意) 以下の点について御留意のうえ、計画に位置づけた運行事業者が支援強化の対象となるか御確認ください。

- ・複数運賃ブロックに跨がる事業者について、いずれかのブロックで改定したものについて掲載
- ・保有車両数30両未満の事業者については未掲載

# R6事業年度の補助対象経費の算定方法：R4事業年度に運賃改定を行ったケース

(R3事業年度に運賃改定を行った場合も同様に計算)

ブロック平均

A

A < Xの場合、Aが上限

費用

X

収入

運賃改定による収入の増分を、収入から控除して補助額を算定

運賃改定がなかった場合の補助額が交付

$$X = \text{運送収入} \times \text{改定率} / (1 + \text{改定率})$$

平均

平均

費用

収入

費用

収入

費用

収入

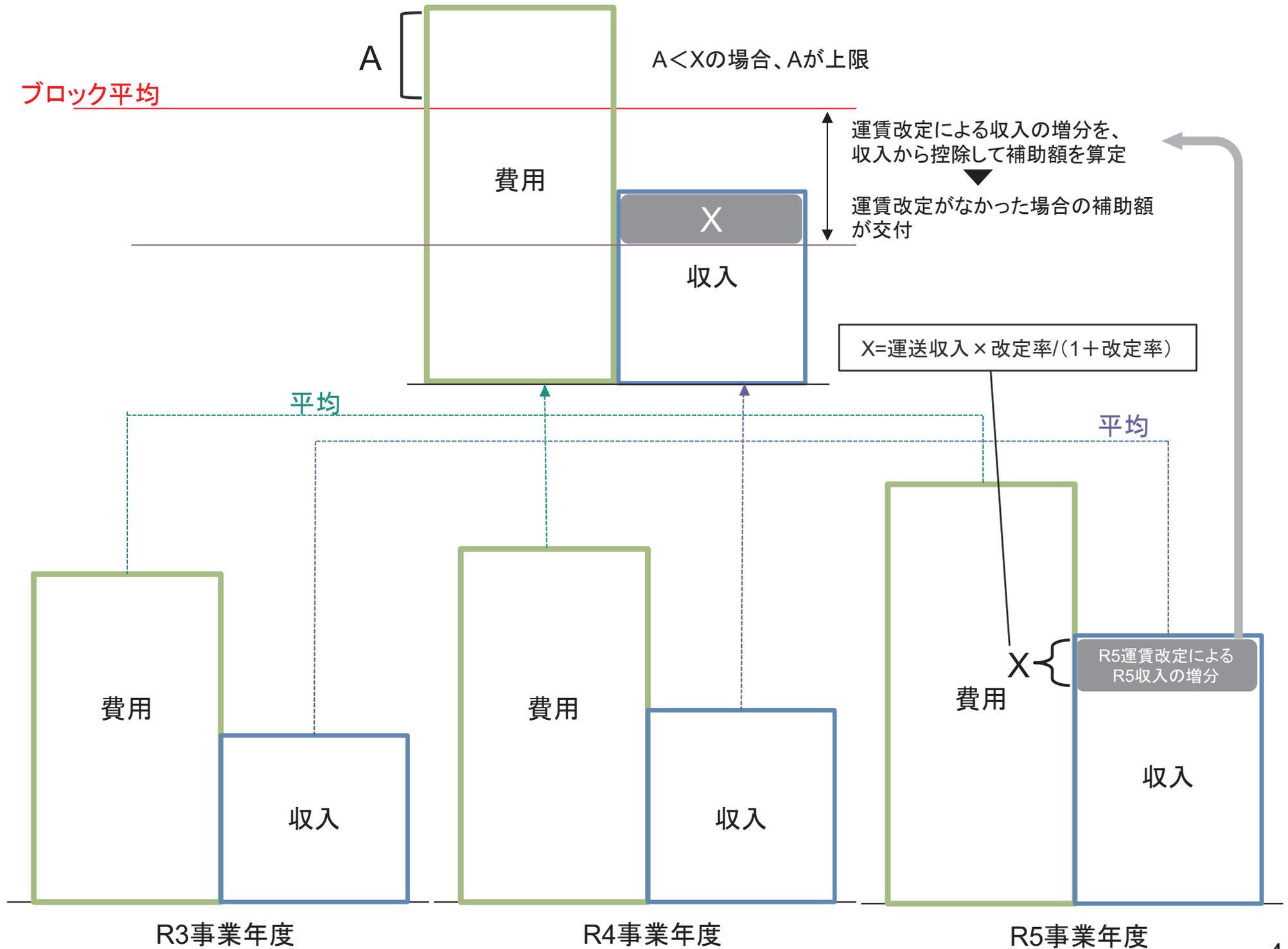
R4運賃改定によるR4収入の増分

R2事業年度

R3事業年度

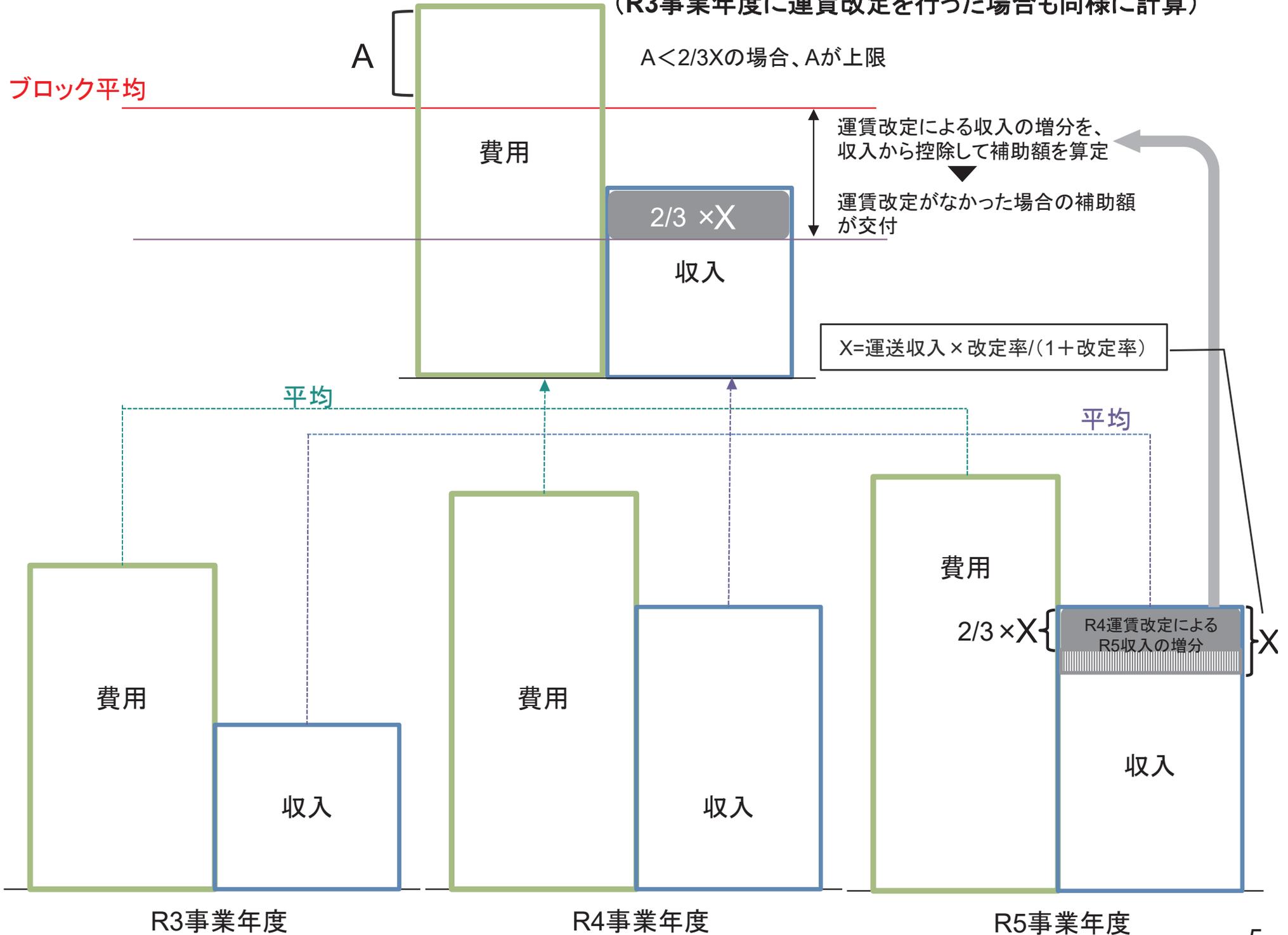
R4事業年度

# R7事業年度の補助対象経費の算定方法①: R5事業年度に運賃改定を行ったケース

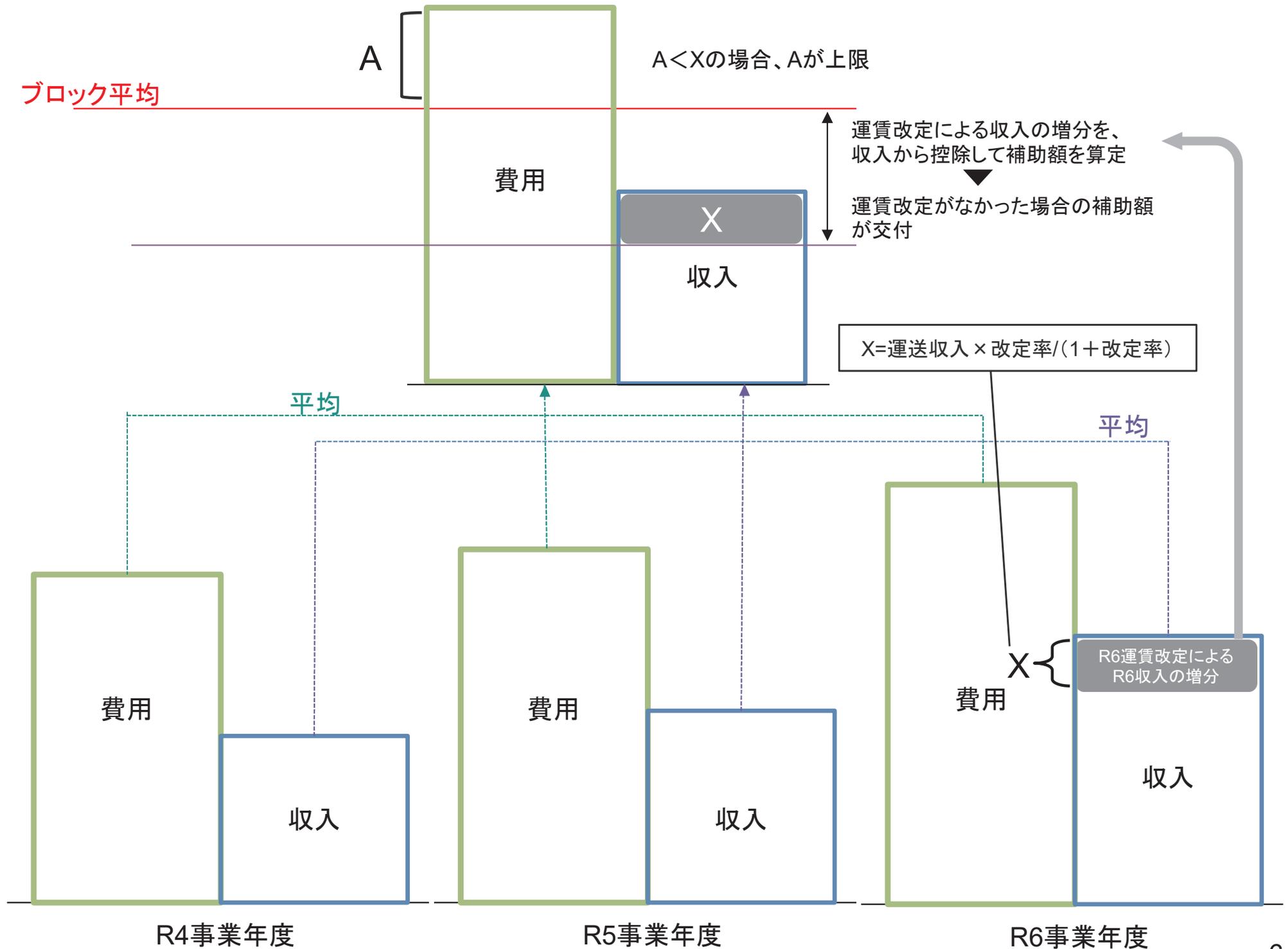


# R7事業年度の補助対象経費の算定方法②: R4事業年度に運賃改定を行ったケース

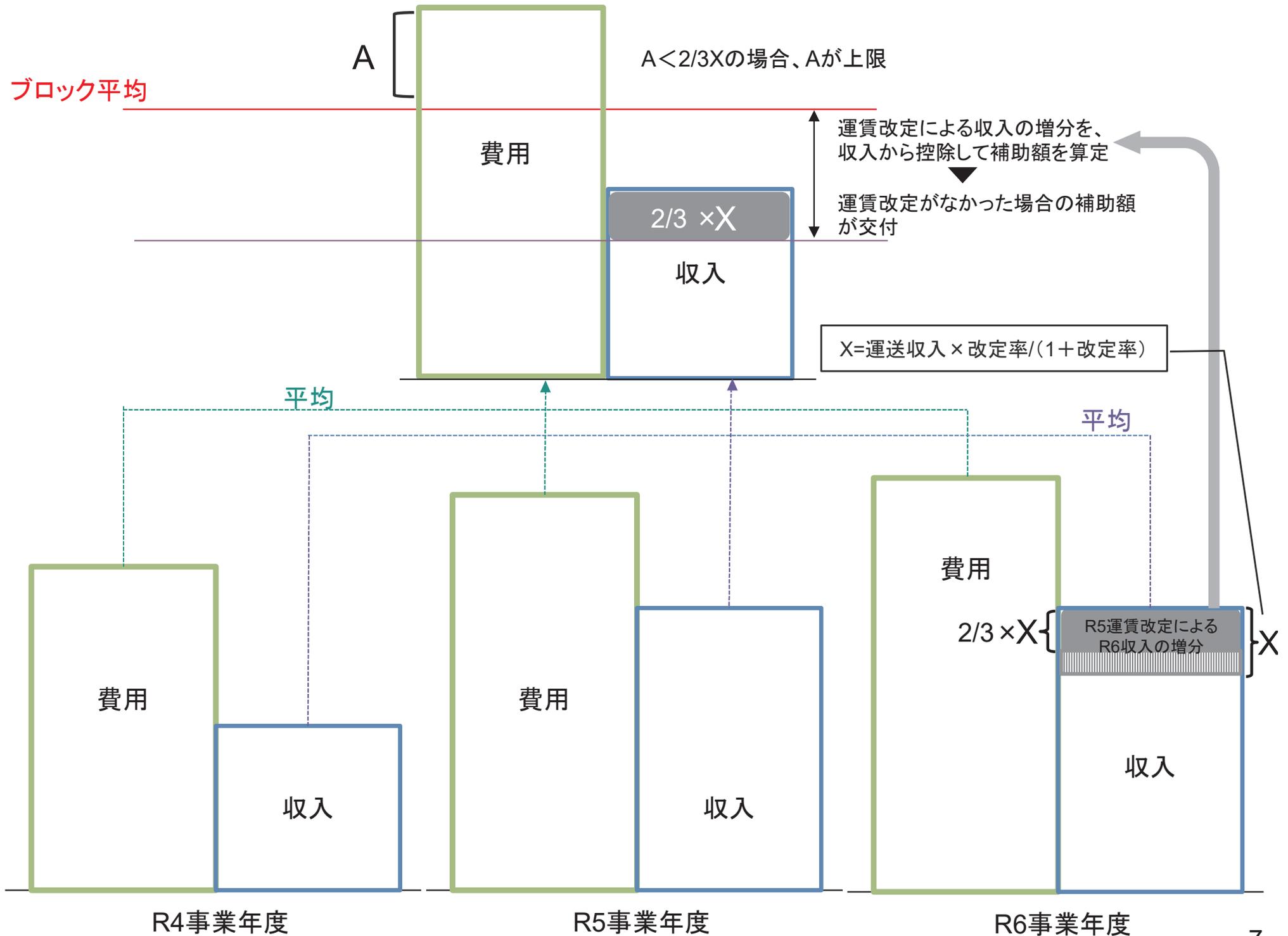
(R3事業年度に運賃改定を行った場合も同様に計算)



# R8事業年度の補助対象経費の算定方法①: R6事業年度に運賃改定を行ったケース

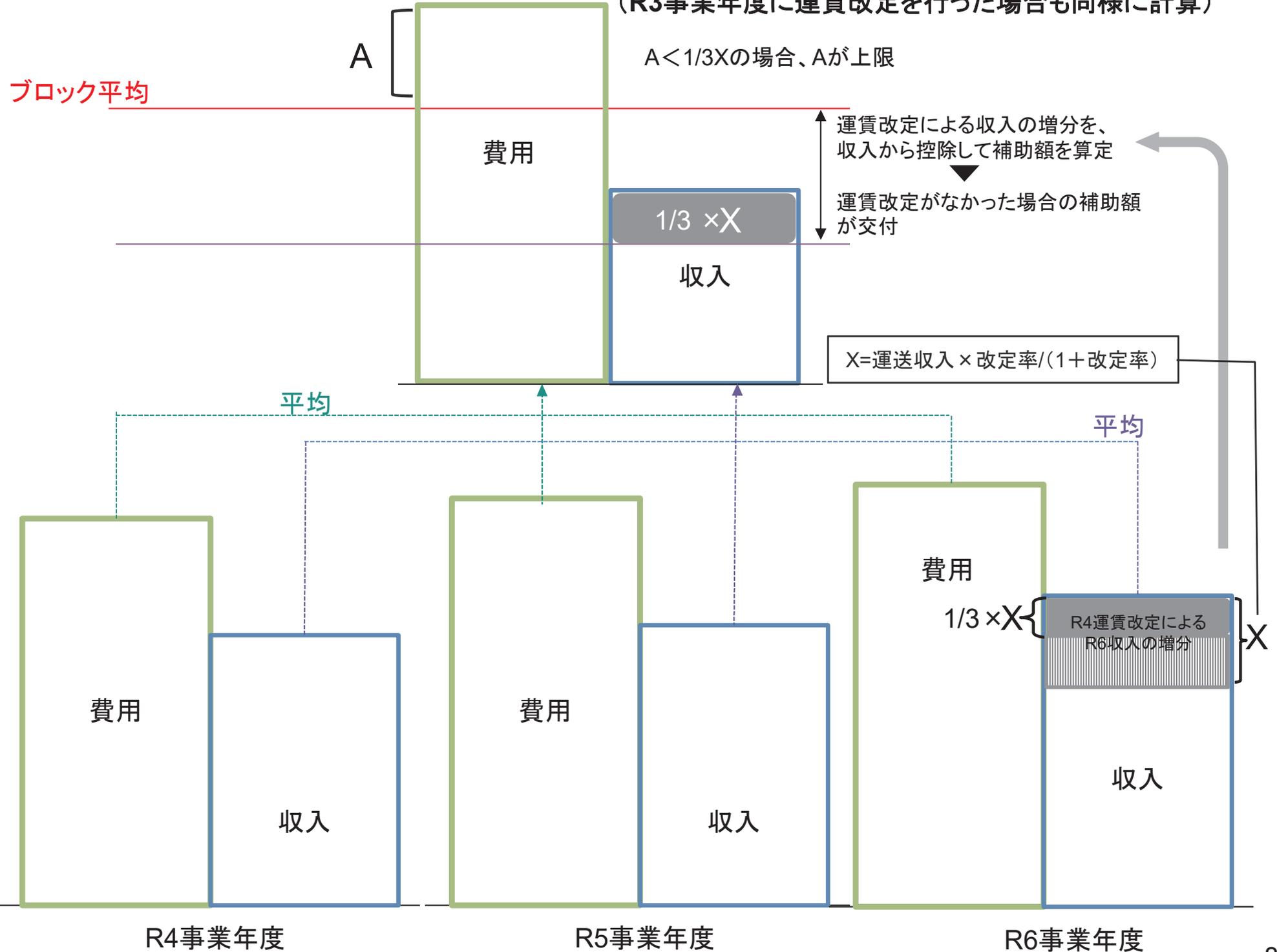


# R8事業年度の補助対象経費の算定方法②: R5事業年度に運賃改定を行ったケース



# R8事業年度の補助対象経費の算定方法③: R4事業年度に運賃改定を行ったケース

(R3事業年度に運賃改定を行った場合も同様に計算)



# ブロック単価によるカット措置を受けている事業者への支援強化について

○ 補助対象期間の基準期間を含む3年間に上限運賃の変更認可を受け、運賃改定を実施した事業者が運行する補助対象系統に係る補助対象経費の算定方法について、以下の通り規定することにより、支援を強化。

※ ある運賃ブロックにおいて、上限運賃変更の認可を受けた場合、当該運賃ブロック内の補助対象系統に係る補助対象経費が対象

## 令和8事業年度の補助対象経費の算定方法

基準期間を含む3年間に上限運賃変更の認可を受けた場合※



- ① Cの期間(R3.10~R4.9)中に運賃改定を実施  
→基準期間(C)における「改定による増収分」の全額を収入から控除  
※基準期間(C)における収入額×(改定率÷(1+改定率))
- ② Bの期間(R4.10~R5.9)中に運賃改定を実施  
→基準期間(C)における「改定による増収分」の2/3を収入から控除
- ③ Aの期間(R5.10~R6.9)中に運賃改定を実施  
→基準期間(C)における「改定による増収分」の1/3を収入から控除

### ※対象となる運賃改定

- ・対象となるのは、あくまで当該運賃ブロック(一部エリアの場合は当該エリアを通る系統のみ)での上限運賃の変更認可を受けた場合です。
- ・次のような場合は対象となりません。  
(対象外)実施運賃の変更、協議運賃の変更、軽微運賃の変更
- ・補助対象系統が「協議運賃」又は「軽微運賃」を適用するものでも、当該運賃ブロックで上限運賃の変更認可を受けた場合、対象になります。
- ・なお、新設系統については、過去の当該系統の収益をもとに補助対象経費を算定していないことから、そもそも対象外です。

## 【事例1】運賃改定による増収分がブロック単価カット額を上回っている場合

キロ当たり費用(3カ年平均)	420円
標準ブロック単価	400円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	250円(R4事業年度 225円、R5事業年度 250円、R6事業年度 275円)
実車走行キロ	20,000km
運賃改定の実施状況	令和6年9月に上限変更認可(平均改定率10%)、同年10月に実施運賃を改定

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

経費	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 250円 × 実車走行キロ 20,000km = 5,000千円
補助対象経費	8,000千円 - 5,000千円 = 3,000千円

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

○令和6年9月は以下の図のCに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分全額を、算定に用いる収益から控除  
基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり) = 275円 × 0.1 / (1 + 0.1) = 25円

○ただし、25円はキロ当たり費用(3カ年平均)のカット額20円(420円-400円)を超過していることから、控除額はカット額と同額の20円となる。

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、250円から20円を控除した「230円」として補助対象経費を計算

経費	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 230円 × 実車走行キロ 20,000km = 4,600千円
補助対象経費	8,000千円 - 4,600千円 = 3,400千円

(ポイント)

- ・支援強化の対象となる「運賃改定の時期」はあくまで、「上限変更の認可」を受けた日で判断(実施運賃の変更日ではない)
- ・控除額はブロック単価カットを受けている金額が上限



## 【事例2】経費と控除後の経費の差額が「経費の9/20」を上回っている場合

キロ当たり費用(3カ年平均)	430円
標準ブロック単価	400円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	240円(R4事業年度 210円、R5事業年度 240円、R6事業年度 270円)
実車走行キロ	20,000km
運賃改定の実施状況	令和5年3月に上限変更認可(平均改定率20%)、同年4月に実施運賃を改定

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

経費	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 240円 × 実車走行キロ 20,000km = 4,800千円
補助対象経費	8,000千円 - 4,800千円 = 3,200千円

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

○令和5年3月は以下の図のBに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分の2/3を、算定に用いる収益から控除  
基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)の2/3 = 270円 × 0.2 / (1 + 0.2) × 2/3 = 30円

※この場合、控除額とカット額は同額となっている

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、240円から30円を控除した「210円」として補助対象経費を計算

経費	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 210円 × 実車走行キロ 20,000km = 4,200千円
経費と収益の差額	8,000千円 - 4,200千円 = 3,800千円

ただし、補助対象経費は経費の9/20が上限である。

経費の9/20 8,000千円 × 9/20 = 3,600千円

経費と収益の差額が経費の9/20を超過していることから、補助対象経費は経費の9/20である「3,600千円」となる。

(ポイント)

- ・図のBに該当する期間における運賃改定であっても、控除するのはCの期間における改定による増収分の2/3
- ・補助対象経費は、経費の9/20が上限



【事例3】3年間の間に複数回の運賃改定を実施している場合(端数処理も踏まえて)

キロ当たり費用(3カ年平均)	532.31円
標準ブロック単価	412.33円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	350.21円(R4事業年度 325.12円、R5事業年度 350.33円、R6事業年度 375.19円)
実車走行キロ	310,013.3km
運賃改定の実施状況	令和4年9月に上限変更認可(平均改定率13.34%)、同年10月に実施運賃を改定 令和6年9月に上限変更認可(平均改定率12.33%)、同年10月に実施運賃を改定

小数点3位以下四捨五入

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

経費	標準ブロック単価	412.33円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	127,827千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	350.21円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	108,569千円
補助対象経費	127,827千円- 108,569千円=19,258千円						

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

- 令和4年9月は以下の図のAに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分の1/3を、算定に用いる収益から控除  
基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)= $375.19円 \times 0.1334 / (1 + 0.1334) / 3 = 14.71円$ (小数点3位以下切り捨て)
- 令和6年9月は以下の図のCに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分全額を、算定に用いる収益から控除  
基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)= $375.19円 \times 0.1233 / (1 + 0.1233) = 41.18円$ (小数点3位以下切り捨て)
- 控除額は「14.71円+41.18円=55.89円」となる。

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、350.21円から55.89円を控除した「294.32円」として補助対象経費を計算

経費	標準ブロック単価	412.33円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	127,827千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	294.32円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	91,243千円
補助対象経費	127,827千円- 91,243千円=36,584千円						

(ポイント)

- ・3年間で複数回運賃改定している場合は、それぞれの控除額を足し上げ
- ・平均改定率は、小数点3位以下四捨五入
- ・控除額は、小数点3位以下切り捨て



# 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のR6及びR7手続きについて

## 令和6事業年度の交付申請について

- 今回の措置を受ける計画については、「令和6年9月までに計画変更が必要」
- 交付申請に際しては、今回の措置適用事業者の有無にかかわらず、改正後の「新様式1-8」(後日共有)により交付申請。

## 令和7年度計画について

- 令和6年6月末時点では、今回の措置適用事業者の有無にかかわらず改正前の「旧表2」での提出が可能
- 今回の措置適用事業者が存在する計画について、改正前の「旧表2」で提出した場合、「令和6年9月までに計画変更が必要」

